

処 分 基 準

令和5年10月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第15条の6
処 分 の 概 要：遠隔操作型小型車の使用者に対する指示
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：交通部交通総務課モビリティ戦略第二係 電話03-3581-4321(内線50251~50253)
備 考：

遠隔操作型小型車の使用者に対する指示の基準

第1 用語の意義

遠隔操作型小型車の使用者に対する指示の基準における用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 遠隔操作者

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う者をいう。

2 使用者

遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。）の使用者をいう。

3 遠隔操作場所

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所をいう。

4 通行場所

遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所をいう。

5 届出書

法第15条の3第1項の規定により使用者が都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出する、府令別記様式第1の3の4に規定する遠隔操作型小型車使用届出書をいう。

6 添付書類

届出書に添付される府令第5条の4第3項各号に掲げる書類をいう。

7 報告等の求め

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が報告又は資料の提出を求めることをいう。

8 立入検査

法第15条の5第1項の規定に基づき、公安委員会が、警察職員に、遠隔操作場所その他の使用者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることをいう。

第2 使用者に対する指示

1 趣旨

法第15条の6の規定に基づき、公安委員会は、使用者又はその使用する者が遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきこと（措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることを含む。）を指示することができる。

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関して違反行為があった場合において、将来における道路交通の危険と障害を防止するための是正措置を講じさせることを目的とするものである。

違法状態が是正されるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させなければ、道路交通の危険と障害が生じるおそれがある場合もあることから、指示の実効性を担保するための必要最低限の措置として、使用者に対して「措置をとるまでの間、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させること」を指示することができることとされている。

「その使用する者」とは、遠隔操作者、その補助を行う者その他使用者のために行為をする全ての者をいい、当該使用者との間に雇用契約又は労働契約の存在を問わない。

2 指示の方法

(1) 指示の手続

使用者に対する指示は、通行場所を管轄する公安委員会（以下「通行場所管轄公安委員会」という。）が使用者の氏名（使用者が法人である場合にあっては、当該法人の名称をいう。以下同じ。）、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関しとるべき必要な措置、指示の理由その他必要な事項を記載した書面を交付することにより行う。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定により、指示を行う場合には、当該指示を口頭で行う場合を除き、指示の相手方となる使用者に対し、当該指示につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに当該指示に係る取消訴訟の被告とすべき者及び当該指示に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示する。

(2) 意見陳述のための手続等

使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路の通行を停止させることをはじめ、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとることを指示するものであり、行政手続法上の不利益処分該当することから、指示をしようとするときは、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付することにより、事前に、弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。

3 指示を行う場合及びその内容

別表に定める場合には、次の点に留意しつつ、使用者に対し、遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に関し必要な措置をとるべきことを指示する。

(1) 一般原則

比例原則にのっとるとともに、使用者に過大な負担を課さないものとする。指示は、1回の違反行為について1回とする。

(2) 違反行為に関する分析

届出書類等（報告等の求め又は立入検査を通じて得られた資料を含む。）を踏まえつつ、指示の対象となり得る違反行為について、故意と過失のいずれによるものか、どのような悪質性・危険性があるか、他の違反行為について過去に取締り（行政指導を含む。）を受けている者によるものか、遠隔操作のための装置と遠隔操作のための人員のいずれによるものか、使用者による適切な対策が事前に講じられていれば当該違反行為の発生を防止することができたか評価できるかどうか、指示を通じて将来の道路における危険を防止することができるかなどについて、多角的に分析する。

(3) 指示の内容

使用者に対する指示に当たっては、使用者が講ずべき措置を具体的に示す。また、指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

別表

使用者に対する指示の基準

	指示を行う場合
1	遠隔操作型小型車（遠隔操作により通行させるものをいう。以下この表の9、11及び12の項を除いて同じ。）が、法第4条第1項後段に規定する警察官の現場における指示又は第6条第4項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかった場合（法第4条第1項違反・法第6条第4項違反）
2	遠隔操作型小型車が信号機の表示する信号又は警察官等の手信号その他の信号に従わなかった場合（法第7条違反）
3	遠隔操作型小型車が道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行した場合（法第8条違反）
4	道路の左側部分（当該道路が一方通行となっている場合にあっては、当該道路をいう。）に三以上の車両通行帯が設けられている道路を横断し、若しくは踏切を通過しようとする場合において、遠隔操作型小型車が当該道路の横断を終えることができず若しくは当該踏切を通過することができず、又は当該道路の横断をやめて引き返すことができず若しくは当該踏切の通過をやめて引き返すことができず当該道路若しくは当該踏切において停止するなど、当該遠隔操作型小型車の通行の速度や方法により他人に危害を及ぼすおそれが生じたとき（法第14条の3違反）
5	遠隔操作型小型車の交通により人（乗車人員を含む。）の死傷若しくは物の損壊を起こすなど、当該遠隔操作型小型車の速度や通行させる方法により他人に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれが生じた場合（法第14条の3違反）
6	遠隔操作型小型車の見やすい箇所に遠隔操作型小型車標識が付されていない場合（法第14条の4違反）
7	遠隔操作者が通行方法の指示に従わなかった場合（法第15条違反）又は通行方法の指示をしたにもかかわらず将来において当該指示の原因となる類似の違反が行われた場合（同一の利用者が使用する他の遠隔操作者により当該違反が行われた場合を含む。）
8	届け出ている通行場所以外の場所において、遠隔操作型小型車を通行させた場合その他法第15条の3第1項後段に規定する届出が行われない場合（法第15条の3第1項違反）
9	府令第5条の4第3項第4号の規定により遠隔操作型小型車が遠隔操作により安全に通行させることができることについての審査（以下単に「審査」という。）を行うことを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人であって審査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するものが実施する審査に合格したことを証する書面その他の届出に係る遠隔操作型小型車の構造及び性能を示す書面として公安委員会に提出された書類が当該遠隔操作型小型車の実際の構造又は性能を表すものでなかった場合（法第15条の3第1項違反）
10	法第15条の3第3項の規定により通知された届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示せず、当該届出番号等を表示するよう指導したにもかかわらず将来において改善措置が講じられない場合（法第15条の4違反）
11	交通の妨害となるような方法で遠隔操作型小型車をみだりに道路に置いた場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第76条第3項違反）
12	場所を移動しないで、遠隔操作型小型車を用いて道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出した場合（当該行為及びその前後の行為について、遠隔操作による通行を伴う場合に限る。）（法第77条第1項第3号違反）
13	1から12までに掲げる場合のほか、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合